

議案第 5 5 号参考資料

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年豊明市条例第 2 6 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第 2（第 4 条関係） 【別記 1 参照】	別表第 2（第 4 条関係） 【別記 1 参照】

【別記 1】

現行

機関	事務	特定個人情報
6 市長	子ども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

議案第 5 5 号参考資料

改正後（案）

機関	事務	特定個人情報
6 市長	子ども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

豊明市教育施設建設及び整備基金条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 4 1 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>豊明市教育施設建設及び整備基金条例</u> <u>（趣旨）</u> 第 1 条 <u>この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 1 条の規定に基づき、豊明市教育施設建設及び整備基金について定めるものとする。</u> <u>（設置）</u> 第 2 条 <u>本市は、豊明市教育施設建設及び整備のため、建設及び整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</u> <u>（積立て）</u> 第 3 条 <u>基金として積み立てる額は、毎年度 2, 0 0 0 万円以上</u> <u>とする。</u> <u>（管理）</u> 第 4 条 （略） <u>（処分）</u> 第 5 条 <u>積み立てた基金は、教育施設建設及び整備に伴う経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。</u> <u>（運用益金の処理）</u> 第 6 条 <u>基金の運用から生ずる収益は、豊明市一般会計予算に</u> <u>計上して、この基金に編入するものとする。</u>	<u>豊明市教育基金条例</u> <u>（設置）</u> 第 1 条 <u>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 1 条の規定に基づき、教育の推進のため、豊明市教育基金（以下「基金」という。）を設置する。</u> <u>（積立て）</u> 第 2 条 <u>基金として積み立てる額は、毎会計年度の豊明市一般会計歳入歳出予算で計上する額とする。</u> <u>（管理）</u> 第 3 条 （略） <u>（処分）</u> 第 4 条 <u>積み立てた基金は、教育事業及び教育施設整備に伴う経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。</u> <u>（運用益金の処理）</u> 第 5 条 <u>基金の運用から生ずる収益は、豊明市一般会計歳入歳出予算に</u> <u>計上して、教育の推進を図るための財源に充てるものとする。</u>

(繰替運用)	(繰替運用)
<u>第7条</u> (略)	<u>第6条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第8条</u> (略)	<u>第7条</u> (略)

豊明市遺児手当支給条例（平成 4 年豊明市条例第 2 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（支給要件） 第 3 条 （略） <u>2 前項の規定にかかわらず、手当は、父若しくは母又は養育者の前年の所得（1 月から 1 0 月までの手当については、前前年の所得とする。）が愛知県遺児手当支給規則（昭和 4 5 年愛知県規則第 3 0 号）第 3 条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項に規定する額以上に該当する場合には、支給しない。</u> <u>3 第 1 項の規定にかかわらず、手当は、遺児が次の各号のいずれかに該当するときは当該遺児については、支給しない。</u> （1） 日本の国籍を有しない者で、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づく記録をされていないとき。 （2） 父又は母の配偶者（事実婚を含む。また、規則で定める程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されているとき。 （3） 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号に規定する里親に委託されているとき。 <u>4 （略）</u>	（支給要件） 第 3 条 （略） <u>2 前項</u>の規定にかかわらず、手当は、遺児が次の各号のいずれかに該当するときは当該遺児については、支給しない。 （1） 日本の国籍を有しない者で、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づく記録をされていないとき。 （2） 父又は母の配偶者（事実婚を含む。また、規則で定める程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されているとき。 （3） 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号に規定する里親に委託されているとき。 <u>3 （略）</u> <u>4 第 1 項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。</u> <u>（1） 父又は母の前年の所得（1 月から 1 0 月までの手当については、前々年の所得とする。以下「前年の所得」という。）に児童扶養手</u>

当法施行令（昭和 3 6 年政令第 4 0 5 号。以下「政令」という。）

第 2 条の 4 第 6 項に定める額を加えた額が同条第 2 項に定める額
以上に該当するとき。

（ 2 ） 養育者の前年の所得が政令第 2 条の 4 第 2 項に定める額以上に
該当するとき。

（ 3 ） 父若しくは母の配偶者の前年の所得又は父若しくは母の民法
（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 7 7 条第 1 項に定める扶養義務者
でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が政令
第 2 条の 4 第 8 項に定める額以上に該当するとき。

5 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当
法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）に規定する児童扶養手当の支給の制
限に係る所得の範囲及びその計算方法の例による。

議案第58号参考資料

豊明市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成27年豊明市条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（利用時間及び休日） 第6条 クラブの利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。 （1） 月曜日から金曜日まで 下校時から<u>午後6時30分</u>まで （2） 土曜日 _____ _____ 午前8時から午後5時まで （3） <u>豊明市立小学校管理規則（昭和47年豊明市教育委員会規則第6号）第3条に規定する夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日</u> _____ 午前7時30分から午後6時30分まで 2 （略） （利用料の徴収） 第8条 （略） 2 利用料の額は、放課後児童1人につき<u>月額3,000円（8月に限り5,000円）</u>とする。 3 （略）	（利用時間及び休日） 第6条 クラブの利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。 （1） 月曜日から金曜日まで 下校時から<u>午後7時</u> _____ まで （2） 土曜日<u>及び豊明市立小中学校管理規則（昭和47年豊明市教育委員会規則第6号）第3条に規定する夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日</u> _____ <u>午前7時30分から午後7時まで</u> 2 （略） （利用料の徴収） 第8条 （略） 2 利用料の額は、放課後児童1人につき<u>別表のとおり</u> _____ とする。 3 （略）

豊明市国民健康保険条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 6 4 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（罰則） 第 1 0 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項又は第 9 項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し 1 0 0 , 0 0 0 円以下の過料を科する。	（罰則） 第 1 0 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項又は第 5 項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し 1 0 0 , 0 0 0 円以下の過料を科する。

豊明市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例（平成 2 6 年豊明市条例第 5 4 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（職員に係る基準及び当該職員の員数） 第 3 条 地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3， 0 0 0 人以上 6， 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 _____ _____ _____ _____ _____ _____は、原則として次のとおりとする。 （ 1 ） ～ （ 3 ） （略）	（職員に係る基準及び当該職員の員数） 第 3 条 地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3， 0 0 0 人以上 6， 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（運営部会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。 （ 1 ） ～ （ 3 ） （略） 2 前項の規定にかかわらず、運営部会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を 1 の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3， 0 0 0 人以上 6， 0 0 0 人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の 1 の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の 1 の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件により、特定の生活圏域に設置することが必要であると運営部会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

(略)

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件により、特定の生活圏域に設置することが必要であると運営部会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

(略)